

●香川県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和7年5月16日

香川県知事 池 田 豊 人

指 定 年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	診療科目 (業務の種類)
令和7年 4月22日	香生施454	吉武 修 さぬき市寒川町石田東甲 462番地	フレアス在宅マッサージさ ぬき施術所 さぬき市寒川町石田東351 番地1	あん摩マッサ ージ